

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ： 収用における会計・税務の取り扱い

中国の企業は、都市計画などに伴い工場用地が政府により収用され、本店移転をしなければならないことがあります。今回は収用による政府補助金が支給された場合の会計・税務処理を紹介します。

#### 1 会計処理(企業会計準則第16号・財政部2005第123号)

補助金の取得時	借方：現預金〇〇	貸方：専項未払金 <sup>1</sup> 〇〇
移転に伴う固定資産の処分	借方：減価償却累計額〇〇 固定資産処分 <sup>2</sup> 〇〇 借方：専項未払金〇〇	貸方：固定資産〇〇 貸方：固定資産処分〇〇
移転に伴う費用 <sup>3</sup> の支出	借方：専項未払金〇〇	貸方：現預金〇〇
移転に伴う固定資産の新規取得	借方：固定資産〇〇	貸方：現預金〇〇
移転完了時		
補助金に残高がある場合	借方：専項未払金〇〇	貸方：資本準備金〇〇
補助金はマイナスの場合	借方：移転損失〇〇	貸方：専項未払金〇〇

#### 2 税務処理(国家税務総局公告2012年第40号)

##### 1) 課税所得・損失の認識

移転完了とされた事業年度において移転所得が課税所得として認識されます。

移転所得＝移転に伴う政府補助金－移転費用

##### 2) 移転完了年度の解釈

次のいずれか早い期日の属する事業年度は移転完了事業年度とされます。

- ① 実際の移転完了日
- ② 移転開始の属する事業年度から5年を経過した日

よって、移転期間が5年を経過した事業年度においても移転がまだ完了していなくても、同事業年度が移転完了年度とみなされます。つまり、移転開始日の属する事業年度から最長5年間の課税の繰延べ措置が適用されることになります。

#### お見逃しなく！

なお、同一区内における本店所在地の移転は所轄税務署には変更がないため、法人所在地の変更届出手続きのみで済まされますが、区を跨る移転の場合は、所轄税務署が変更されることから、移転元の所轄税務署にて税務登記の抹消手続きを行う際、税務調査に入られることが多く見受けられます。

<sup>1</sup>「専項未払金」勘定は、特定目的で受取る仮受金のことです。

<sup>2</sup>「固定資産処分」勘定は、ここでは単なる経過勘定です。なお、収用と関係ない一般的な固定資産処分は税務署から損金算入の承認を得る必要があります。

<sup>3</sup>移転費用とは、従業員の配置変更のための費用、生産停止期間中の従業員給与および福利費、資産の移転および臨時保管費用、各種資産の移転・据付費用並びにその他移転にかかる費用です。固定資産の新規購入支出は移転費用に含まれません。以下、同様です。